

熱海日金山霊園使用規程

(目的)

第一条 この規程は、熱海日金山霊園（以下「霊園」という。）の管理、使用に關する基準を定め、その適正化を図ることを目的とします。

(用語の説明)

第二条 この規程で「墓所」とは、墳墓を設けるために区画された土地の一区画をいいます。

2 この規程で「墳墓」とは、焼骨の埋蔵を目的とする施設（墓碑石又はその付属物を含む。）をいいます。

3 この規程で「墓所使用料」とは、墓所の使用権を保証する料金をいいます。

4 この規程で「管理料」とは、園内の共通使用部分に対する清掃、環境の整備、芝生墓地内の芝刈り等の霊園の管理及び事務管理に要する費用をいいます。

5 この規程で「墓所使用者」とは、墓所使用承諾証の交付を受けた者をいいます。

(管理者)

第三条 この霊園は、公益財団法人熱海日金山霊園（以下「財団」という。）の理事長が任命する管理者が管理します。

(墓所使用の目的)

第四条 墓所は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできません。

(墓所使用者の資格)

第五条 墓所は、宗教の如何を問わず、何人も財団の承諾に基づき使用することができます。

(墓所使用の申込みと承諾)

第六条 墓所の使用を希望する者は、別に定める「熱海日金山霊園墓所使用申込書」に所定の事項を記載し、かつ関係書類を添えて申込み、財団の承諾を得なければなりません。

(墓所使用料及び管理料)

第七条 前条により墓所使用の承諾を得たものは、別に定める墓所使用料を所定の時期に納入していただきます。

2 管理料は、別に定める料金を所定の時期に納入していただきます。但し、物価の変動等の事由により、管理料を改定することがあります。

(墓所使用承諾証の取得)

第八条 墓所使用申込者は、墓所使用料及び初回の管理料を納入し、財団より「墓所使用承諾証」の交付を受けたとき、墓所使用者として墓所を使用することができます。

(墓所使用承諾証の再交付)

第九条 墓所使用承諾証を紛失した場合は、墓所使用者は所定の手数料を添えて、速やかに「墓所使用承諾証の再交付申請書」を管理者に届け出なければなりません。

(墓所使用の承継)

第十条 墓所使用者が死亡したときは、民法第八九七条の規定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継します。

2 前項の場合には、承継者は承継の事実を証する書面及び所定の手数料ならびに墓所使用承諾証をもって、財団に遅滞なくその旨を届出ていただきます。

3 墓所使用者より、予め財団に対して祭祀を主宰すべき承継者がいない旨の申出があった場合は、別に定める永代管理規則に基づき、財団を承継者とすることができます。

(墓所の譲渡又は転貸の禁止)

第十一条 墓所使用者は、その使用墓所を第三者に譲渡又は転貸することができません。**(工事基準等)**

第十二条 墓所内の工事の基準については、次の各号によります。

(1) 工事着手に際しては、あらかじめ管理者に着手届を提出していただきます。

(2) 工事については、「熱海日金山霊園墓所工事規程」に従っていただきます。

(3) 使用範囲を明確にするため、財団より墓所使用承諾を受けたあと速やかに、指定石材店にて外柵を設けていただきます。

(4) 墳墓の永続的管理を行うため、施工については財団の指定業者をご利用いただくこととなりますが、墓地使用者が指定業者以外の石材店での施工を希望する場合には別紙「指定石材店以外の石材店の受け入れについて」に基づき、当該石材店の受け入れをいたします。

(5) その他の事項については管理者が別に定めます。

(墓所使用者の義務)

第十三条 墓所使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓所を使用していただきます。

(1) 墓所に焼骨を埋蔵するときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋火葬許可証又は改葬許可証を提出していただきます。

(2) 墓所に親族以外の焼骨を埋蔵することはできません。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 墓所使用者は、「墓所使用承諾証」に定められた墓所を使用し、墳墓を設置し、かつ墓所としての美観を維持していただきます。

(4) 墳墓の設置及びその改造、移転については、事前に書面により管理者の承諾を得ていただきます。

(墓所使用承諾証の記載内容変更)

第十四条 墓所使用者は「墓所使用承諾証」の記載内容に変更が生じた場合には、所定の手数料及び関係書類を添え、速やかに管理者に届出ていただきます。

(使用承諾の取り消し)

第十五条 墓所使用者が次の各号の一に該当する場合には、財団は墓所使用者に対し、その使用承諾を取消すことができます。

(1) 墓所使用者が死亡した日から起算し、二年を経過しても、祭祀を承継するものがないとき。

(2) 三年間管理料の納入を怠ったとき。

(3) 墓所使用者が、行方不明となつて五年を経過したとき。

(4) 墓所使用者が、墓所を第四条以外の目的に使用したとき。

(5) 墓所使用者が、第十一条に違反したとき。

(6) 墓所使用者が、この規程に違反し、墓所使用者としての適格を失つたと財団が判断したとき。

(使用承諾の取消しに伴う措置)

第十六条 前条により墓所使用者が、その資格を喪失し、墓所内に埋蔵焼骨がある場合には、墓所使用者であつた者が、埋蔵焼骨を改葬し、設置してある墓碑石等構造物を撤去して、原状に復帰しなければなりません。

2 前項の資格喪失後三ヶ月以内に改葬せず、墓碑石等構造物を撤去しなかつたときは、管理者が墓所の使用者であつた者に代わつて埋蔵焼骨を霊園内の所定の場所に移転保管します。ただし、この費用は墓所使用者であつた者の負担とします。

3 前項による移転保管中の墓碑石等構造物の損傷、損壊、滅失等について財団は、責任を負わないものとします。

4 墓碑石等構造物について保管開始から満三年を経過しても引き取りがない場合は、当該物件の所有権は財団に帰属します。

(墓所の明け渡し)

第十七条 墓所が不要になつたときは、墓所使用者は、直ちに財団に「墓所使用承諾証」を添え、書面をもって届出をなし、当該墓所を原状に復して明け渡していただきます。ただし、財団の承認を得たときは、現状のまま明け渡すことができます。

(墓所使用料等の不還付)

第十八条 既納の墓所使用料及び管理料は、理由の如何に関わらず還付いたしません。

(補償及び補修)

第十九条 墓所使用者が、故意又は、過失により、隣地及び霊園の施設に損害を与えた場合には、墓所使用者の負担により、補償及び補修をしなければなりません。

2 災害その他財団の責に帰さない事由によつて墳墓に損害を受けた場合には、その補修に要する費用については、財団はこれを負わないものとします。

(管理権に基づく措置)

第二十条 財団が墓所につき、公用収用又は土地の整備その他の必要のため、墓所使用者に対して改葬を求めたときは、墓所使用者はこれに応じなければなりません。

2 前項の場合には、財団が代替地及び改葬に伴う費用を補償します。

(定めのない事項)

第二十一条 前各条に定めのない事項については、法律の定めるところによるほか、その都度財団が定めます。

(規程の改正)

第二十二条 墓地埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合、若しくは社会経済情勢が著しく変化し、または本規程の運用に支障が生じたときは、合理的な範囲において、本規程を変更することができるものとします。

2 この規程を改正しようとするときは、公益財団法人熱海日金山霊園理事会の承認を得るものとします。

附 則

この変更は、平成九年四月一日から施行する。

この変更は、平成十二年四月一日から施行する。

この変更は、平成二十二年四月一日から施行する。

この変更は、平成二十五年四月一日から施行する。

この変更は、平成二十五年五月二十七日から施行する。

この変更は、平成二十九年四月一日から施行する。